

近世比叡山における山修山学の理念継承の一面 — 『比叡山再興縁起』等の資料より—

道元徹心

(龍谷大学理工学部教授)

目次

- 一 はじめに
- 二 元亀の法難と再興
- 三 主伐と植樹
- 四 むすび

【キーワード】

比叡山 山修山学 結界 元亀法難 植栽

龍谷大学アジア仏教文化研究センターでは二〇一五年から五カ年計画で「日本仏教の通時的・共時的研究―多文化共生社会における課題と展望―」を統合テーマとして研究を遂行している。筆者は、グループユニットA「日本仏教の形成と展開」に所属し、南都北嶺班（サブユニット班は研究班全部で九つ）のサブユニットリーダーを担当している。拙稿は比叡山の地勢学的な位置づけに留意し研究に取り掛かった。本研究センターの構想調書の中では次の点を謳っている。「比叡山は貴重な原生林が残り、歴史的にも山林保全がなされてきた。そのような植物生態学的な解明は比叡山に伝存する植栽関連文書との関係のなかで明かされる」との内容である。筆者は、比叡山に伝わる植栽関連文書を『叡山文庫文書絵図目録』（延暦寺編）を頼りに調査し、叡山文庫より新たな五点の資料を検出した。

比叡山は鎌倉仏教の多くの祖師がこの山で学んだことから「日本仏教の母山」と称され、「伝教大師の衣の森」と仰がれて今日に至っている。今回、新資料を翻刻紹介することにより、近世の比叡山では如何に伝教大師の精神を受け継いで山林を保全し伽藍整備に尽力してきたか、その一端に触れることとしたい。

比叡山を端的に表現した言葉に「論・湿・寒・貧」がある。これは厳しい自然環境の中で、身の回りを最小限の衣食住にとどめ、山の寒さに耐えて修行に励む様子を表している。天台大師智顛（五三八―五九七）の法灯を受け継いだ伝教大師最澄（七六七―八二二）は、「山修山学」の理念のもと『山家学生式』を奏上し、菩薩僧の養成に向けて十二年籠山制を設けている。爾来、比叡山に入り日々教学を研鑽し修行する僧の様子を「論湿寒貧」と捉えたのであろう。

最澄が山修山学を主張した理由として、武覚超博士は先行研究を次の四点にまとめている。それは、道璿や行表の影響・智顛の『天台小止観』所説の「閑居静处」の内容・『不空表制集』に基づく構想・『山家学生式』の著述で南都に対する危機意識から籠山十二年の山修山学制度を設けたことである。従来説に対して同博士は、伝教大師が山修山学の理念をたてた理由は大師の末法意識によるところが多である点を論じている^①。

斯界分野の研究は、既に武覚超博士の『比叡山諸堂史の研究』『比叡山仏教の研究』の二著によって、広範囲かつ詳細になされて

いる^②。拙稿では前述した研究体制の上から研究視点を少し植栽に向けながら若干の新資料と向き合って述べていくこととしたい。五点の資料を主に年代順に紹介し全文翻刻した上で、そこに新たな知見を示したい。末尾に資料の写真の一部を掲載する。原文に沿って翻刻し紙数を「」で示し、改行を／と表記した。

二 元亀の法難と再興

先ず『比叡山再興縁起』は十一紙からなり、縦二十七纏で胡蝶綴じ、半紙九行・一行に十七字前後の写本である。奥付や全体の様子から天正十二年（一五八四）に探題の豪盛が記したものではないかと思われる。内容は冒頭にみられるように「比叡山縁起根本中堂」「延暦寺戒壇院再興縁起」「山門無動寺堂社再興縁起」「比叡山浄土院縁起」の四項目からなる。

書名にあるように、信長の叡山焼き討ち直後からの復興を記したものである。『比叡山再興縁起』に対応する箇所を『天台座主記』で確かめると、元亀二年（一五七二）九月十二日に信長が大軍を率いて山上山下の堂塔僧坊を一字残さず悉く焼き尽くすとある^③。その後天正十年（一五八二）十一月に三千の残徒が帰山し再建に力を尽くし、豪盛と祐能は山に在って再興に務めたと記録される^④。『比叡山再興縁起』の奥付をみると「比叡山縁起」では天正十二年五月 日探題法印豪盛敬白とあることから、『比叡山再興縁起』の作者は豪盛とみられる。

「比叡山縁起根本中堂」においては、初めに「比叡山縁起」と改題し次のように書き始めている。比叡山は印度中国日本に一致した霊峰で、三塔九院の仏閣に三千僧侶が住している。（一乗）止観院を闢かれた伝教大師自らが一刀三礼し薬師如来を刻み（根本）中堂の本尊とされたことを示している。入唐求法により円教の玄奥を究めて帰朝する。根本中堂は六即七重の界を結し、六十六本の柱を立て、鎮護国家の道場としたことが記される。武博士の研究^⑤によれば、根本中堂は最澄の創建以来現在まで五度の建立の変遷を経て拡張されてきたとある。また、本資料による六十六本の柱とは文体からすると最澄の創建時の堂を指すかと思われる。また本資料には「八百余年の星霜を積み永禄十二年仲秋、中略、凶らずも兵旗がふき山中の伽藍半日にして灰燼となり、中略、猪や鹿が伏すところに松柏を植えて林の地となり」とあり、元亀二年（一五七二）に兵によって山中の伽藍は半日で灰燼に帰したこ

とが分かる。資料の続きからは、松や桧を植え林とし、再建の志を立てた予（豪盛）は西国の人々から再建に必要な用材の寄付を集めた様子が読み取れる。

本資料の四項目になる「比叡山浄土院縁起」に移りたい。冒頭に当山が極楽浄土院として伝教大師の御廟であり、弥陀如来を安置した浄刹であると記している。また、永禄十二年（元龜二年）仲秋、兵乱の災難に遭い仏閣堂塔は燃え上がり、神社僧坊が僅か残り、数千の礎石が残ったとされる。この表現からすると、元龜の法難では一つ或いは少しの堂塔が残ったとも考えられる興味深い記述である。

ここで次の資料である『比叡山結界之証文』を検討する。本資料は奥付から慶長十三年八月八日、当時の執行によって記録された写本であるとみられる。十二紙の胡蝶綴じ資料である。冒頭に記すように結界については『山家最要略記』に基づいている。『山家最要略記』は口決として天台の六即各々の結界を説いているが、本資料はそこまでは触れていない。本資料は比叡山の結界について東限を江際・南限を宜谷・西限を下水飲・北限を横川谷と示している。

『比叡山結界之証文』は続いて山門への寄附を記している。主に志賀郡からのお米の量を記録している。坂本地区からの寄附が多いことが分かる。その他、慶長元年（一五九六）の記録として延暦寺再興の為に三井寺二千石を三塔の寺領としている。上坂本と葛川合わせて千五百七十三石を検地の上、永代に寄附している。写本奥付に後補で秀吉公千五百石余御朱印写としている。また五丁裏には後補として貼紙で「権現様御制札写」とあり、六丁裏には後補で「権現様千石始而御寄附書立」と記しており、秀吉や徳川家康の寄附に触れていることが考えられる。

①『比叡山再興縁起』（止観院蔵）

〔二丁表〕

比叡山再興縁起 〔二丁裏〕 〔二丁表〕

比叡山縁起根本中堂／延暦寺戒壇院再興縁起／山門無動寺堂社再興縁起／比叡山浄土院縁起

〔二丁裏〕〔三丁表〕

比叡山緣起／熟惟温故知新先賢所尚繼絕興廢季世豐榮抑／吾山者三國一致之靈峰貴旗三祖一徹之法

所以／分一山於三塔構九院之仏閣住三千之苾芻宝三／諦之視境勝区恭伝教大師感化神之靈告闕止／觀院到坎溪千仏母得奇榭於護鬼
下一刀斧／音響雲衢行三礼首光親照九重刻三仏安／三嶺崇藥師如来為中堂本尊然而本朝廷／曆寺 桓武賢勅蒙末法之宜旨唐朝貞元
跨／〔三丁裏〕

德宗之化世樊四明之銀地謁國請邃之傾智者／水器伝仏乘大戒会仏灌之滿師深湛然之秘蹟／窮円教玄奧加旋轉曉阿闍梨酒五瓶水修然
／之禪室稟膺脈譜被明師支派挹日拭最澄／独退秀才至于翼年着帰舟於長州表所伝転籍／以達上聞披講席於花夷殊根本中堂者結六即
七／重之界畔立六十六本楹為鎮護国家道場法華／金光仁王長講不斷春夏十二神将七千夜及供無／懈秋冬並祝 皇帝宝守王城之鬼門
爾来 〔四丁表〕

天安羅々号五月風不鳴梢地平利々号十日雨不／揺壞教播扶桑安全之徳海内無之化漸積／星霜八百余歳也雖然世既逼澆末盛衰隨時变
／去永祿十二仲秋（朱書右に「元龜二年季」）不凶兵旗黷雲逆風扇麓山中／伽藍半日灰燼於戲鑿金銀於坊跡為猪鹿之／伏処植松柏林
地成樵吏之通路遠聞曹悲之／近視族憐之爰予偶逃戰場之无災愍説頭密／之織位肆且慨学業廢／忘播茲雖勵再建之巖志如汲侵月蛤巨
海為 〔四丁裏〕

覆一簣高山是以奏聞禁裏請 論旨触西國之／貴賤告東開之踏索求寸金集尺材欲稍造興／中堂桃昼夜之燈明靈与力善男不惜重／貨同
志之信女真憚輕財少雲遍大虚流混／広河巨益曷唐消乎若爾者嗜武芸将家均長／良炙膾之營營農業民屋飽鼻陶伊伊之恵／将又現生仰
衆病悉除盟誓保寿笹於百歳当／来預八大菩薩接引遂願於西方乃勸誘旨／趣如件

〔五丁表〕

天正十二年五月 日探題法印豪盛敬白／延曆寺戒壇院再興縁起／原路於仏教賢者授三帰五戒以為軌範如来／遺教之指南治國土賢君
者行三網五常以為政／教孔丘遺文之庭訓是則雖内外異門真俗帰／一理故正抑当山戒壇院者嵯峨天皇御宇天／長年中開基本尊者法花
能統教主釈迦如来／大乘円頓之戒和上尤当来導師弥勒慈尊教 〔五丁裏〕

授阿闍梨右三世覺母文殊大士羯磨阿闍梨安三尊／於一壇標三学俱伝又顯異字三黙堂舎表靈山湧／現變塔内陳二經所在寂光土四本柱
則仏法護持／之天衆乃参詣于仏前鳴於一金開一心之戒蔵行／右繞三総会権乘三聚浄戒致於三礼帰衣座／室之方軌然則一度跪実相之

真壇持一得永不／矢戒窮即身六即成仏縱唯白衣孃孃全非／五趣輪廻之人伝聞異朝隋楊帝者於金城／築戒壇請天台智顛禪師受大乘之戒法本〔六丁表〕

朝弘仁帝於大裏飾戒場詔慈覺大師講善／薩之戒律是則雖庸十善之運輔万機之政／潛仰三宝之威風鎮四海之逆浪加之河西道／朗疑三歲之苦行夢中感如來之授戒信貴滿慶／預閻魔王請望于冥府講讚律藏冥臣作礼／並獄卒捨器械菩薩代罪浮沈涌釜々々于差／如來隱双林之雲遠但星霜慈氏遊中天霞／避後下生中間之昏衢不照戒光緣何前仏種／苗莖爰九州肥後沙門某欲聚一國之奉加遂

〔六丁裏〕

一字之再興々々備案之生于无仏世搜得臭袋之／金奇異喝事勝之乎乞願唯真遷光陰急催／郡県之芳情令滿造功之願望若然現滿山之冥／衆加擁護当預三聖汲引化生都率内院待龍／花之正覚而勸誘旨趣如件／山門無動寺堂社再興縁起／夫以天地同混而德覆載哉勉翔于宵障晝夜／是迺体要吐用本即垂迹謂與抑当山者内雖〔七丁表〕

掛教觀之鏡外崇神明之威光尋当初豐葦原／鉾滴結温波止鐙字浮出土濃縁斯称大日本國／然來播冥神靈心金国家盈盛赴諸仏機感／曉衆人之祥福爰以峯仏閣並軒徒衆唱天長／地久麓神社連葦神人謳治國利民就中南山／無動寺者不動明王安置之道場客人権現影／向之靈砌宜哉相應和尚久修練行号喧譽於／都鄙慈円僧正頭密兼学耶飴名於後代凡九旬／供花於被於闕伽之水百日之連行澄裳於巷

〔七丁裏〕

草露加之葛川二季之苦行太上每年護摩等／皆悉和尚修法之遺流也甜聽在世之威力王／体祈病齒加菩薩冥決呪后妃之怨告護／法吉兆如斯神變不可勝計是併天心感通行徳／溢身故將又客人宮者本地娑婆無畏大士應寂／伊狀冊之尊習泰澄和尚請出現白山之金／池雖然為依目吉之化導分光於四明之洞振靈／威遠近千然則一度參社之輩拂七難於他方／滿所願於立項世既董澆璃斲去元龜初秋

〔八丁表〕

兵火競來山上堂舎山下社家一時梵燒過十筒耳／余然旧冬准余社再興客人宮雖建仮殿遷神／身不動堂未能改廢跡結草宇所尤希勸五／畿七道之貴賤之芳志欲後故山造之伽藍並社／頭損宮美麗之巖具若然奉加諸人現在預明／王之加護拂四魔三障家内安穩當來任觀音／之引接往九品之淨利託宝蓮之花中而已乃／勸誘旨件〔八丁裏〕

比叡山淨土院縁起／夫以繼絶興廢要道者一天靜寧之洪基耶帰仏／礼神之聖德者万姓快樂之大本耶抑当山極樂淨土院伝教大師御廟堂

弥陀如来安置之淨／場謂彼地景趣東西兩塔之處中歟南北高位／之巷境津亦号中道院於于此峯雖示常自寂／滅之入定密胎生々々託居之誓勿挾鷲嶺／說畔之聽衆棄王院菩薩再誕論迹智者大〔九丁表〕

師後身号像季弘經之人師豈非如来所遣／聖使耶避伺開山之靈瑞神童化現而授八舌之／仰鑑黑天影現而諾閑室之日食爰以凌千里／之彼濤謁遂滿之兩師惣万法於一心了衆途／於王視耶然而延曆寺弘仁之御宇為二代之國師／資王法之政化讓花夷之兩災耶因茲／桓武皇帝染震翁謁鎮護国家道場独在吾／山耶高尾寺講場南都北京之碩德上表歎曰猶／如□雲霧見三光耶佗聞神感喝耶而宇佐／

〔九丁裏〕

八幡堂醍醐之法味棒紫色袈裟諏防明／神裏旅店之勸緣變駕駘於驥足如斯奇／靈連々難記不可勝計既茲叡岳起立元祖護／仁不報師恩誠是円宗弘通棟梁何曹弗仰高／德耶雖然永祿十二（朱書、元龜二年季）仲秋兵乱之災火起山中／劫燒之余煙嬰於御廟至于此時仏闍堂舍咸／陽一時煙神社僧坊僅殘楚臺數千礎哉而以／來鑽仰道斷雪徒積学窓跡旧蚩空飛歎／而有余誰不悲之哉予執居把溪之末流于

〔二〇丁表〕

田舎之古闍任之再興之志雖春於肝督造宮／之企難促於良材然則觸諸郡勸發帰依之／高家巡遍泉誘引助力之染縑素欲建立浄土／院早勵学道之資産不可輕一紙一墨記聖教／貝葉布一由旬不可捨一穗一菓行斗藪浄土浮／三千戸說經云天上帝釈羽于仏闍造功之／福力受切利天宮之快樂須達長者依祇園／精舎之經營視都率内院來報先縱如斯／後輩何不然耶若而善根信男

与道俗 〔二〇丁裏〕

現世保東翔等飽陶朱富当來生西方華臺／預弥陀之化導乃勸誘旨趣如件／天正十二年八月日

②『比叡山結界之証文』（生源寺蔵）

〔二丁表〕 八瀬村山境然家之出納五冊西故千寄進之／比叡山結界之証文写 〔二丁裏〕 〔二丁表〕

比叡山結界之証文／山家最要略記出／一当山内外結界事／官省府結界 亦名惣道大行結界／浄刹結界章 山家大師／東限江際 南限宜谷／西限下水飲 北限横川谷／右彼寺四至即差遣左大弁古磨別当 〔二丁裏〕眞忠等共令加檢知弁定如件／弘仁九年三月十八日 〔三丁表〕今度山門被成御寄附分事／一本高五百八拾四石五斗六升（後補貼紙「秀吉公始而二千石御寄附心五斗六升」） 江州志賀郡

五別所／御米百四拾三石六斗八升 同村／已上七百貳拾八石二斗四升／一本高四百四拾石三斗六升 同郡南志賀村／出米四百五拾石七斗三升 同村／已上八百九拾石貳斗九升 「三丁裏」 一 三百八拾壹石四斗七升 同郡 錦織村内 合式子石内／千貳拾四石七斗貳升 本米／九百七拾五石貳斗八升 出米 右今度御檢地之上を以山門之被度／寄附候也

「四丁表」 文祿五年十月十五日 長束大藏判 徳善院判／施薬院／観音寺 「四丁裏」 就比叡山延暦寺再興之儀為／三塔寺領以三井寺分式千石於／大津雖宛行依望之上坂本千／五百石葛川之内坊村七拾參石都合／千五百七拾參石事以檢地之上／永代令寄附之訖可有領地於／施薬院可申渡候也 「五丁表」 (後補貼紙「秀吉公千五百石余御朱印写」) 慶長元年十二月三日 書判／山門三院／執行代 「五丁裏」 後補貼紙「權現様御制札写」 「六丁表」 禁制 比叡山並山下一軍勢甲乙人等監妨狼藉事／一放火之事／一山林竹木伐採事／付人馬取事／右條々□令停止畢前於違犯／輩者速可處嚴科者也仍 「六丁裏」 下知如件／慶長五年九月二十一日／權現様千石始而御寄附書立 「七丁表」 御寺領之書立 一 千石五百石 江別滋賀郡内 上坂本／是者從前之御寄進 一 七拾參石 同

葛川村内／是右同前 一 參千四百二拾七石 下坂本村内／是者今度新寄／合五千石 「七丁裏」

右之分渡申候全可有御寺納江／慶長六年丑二月 加藤喜朗衛門／正次判／大久保十兵衛／長友判／彦坂小刑部／元正判／山門三院／御寺中 「八丁表」 比叡山延暦寺領近江國志賀郡内／上坂本千五百石葛川村七拾參石／下坂本村内參千四百二拾七石合五千石 事右永代令寄附訖全可被／領地之状如件／慶長十三年戊申八月八日御書判 「八丁裏」 山門三院執行代

三 主伐と植樹

延暦寺では「大師のお衣」と仰ぐ比叡山の山林保全に務めてきている。現代もそうであるが、古来より必要に応じて主伐^⑧と植樹をしてきたことが分かる資料を紹介したい。『五谷分山伐木材』という資料である。この資料は横長で横約三十四糎の六紙からなる胡蝶綴じ資料である。内容は三塔の山林木材を用材として伐採した量と対価を記している。対価として永銭勘定^⑨が用いられており、江戸期文献と考えられる。

延暦寺の五谷として北谷(西塔)・東谷(東塔)・南尾谷(西塔)・南谷(西塔)・北尾谷(西塔)を挙げている。武博士が著作冒

頭に口絵として紹介^⑥される室町後期から江戸中期の貴重写真を参照すると山林の位置関係が理解し易い。

資料の初めに北谷分として、「一松 六尺より三尺迄 千本 但壹本二付永百六十五文」と挙げる。松を千本（六尺から三尺）伐採し一本について百六十文の価格で永銭勘定として一六〇貫文となっている。これは金一六〇両となり、現代の山林の木材価格からすると相当な金額であったと思われる。杉や桧や雑木についても同様に主伐の対価が記されている。また、地坪として土地も第二紙には「九十四町九反六畝三歩／此永九十四貫九百六十一文」と表記される。最後に五谷の総計で千五百四十五貫八百七十七文／八分三厘とあり、木材と土地で総計が金一五四五両の金額となっていたことが理解される。計画的に主伐と間伐によって山林を保全し、同時に堂塔維持に用材などの資源が充てられていたと推測される。

次に『建仁寺より当院に菩提樹の来たりし証』を紹介する。包紙一紙を含めた三紙からなる興味深い資料である。寛政六年（一七九四）、延暦寺のかねて求めていた菩提樹が、建仁寺より贈呈された記録である。栄西禪師が宋より将来した種の菩提樹一株を建仁寺の侍真東易が浄土院の侍真に贈った証書である。他の一紙は翌月に浄土院の侍真僧が建仁寺の侍真に宛てた礼状の写しである。それによると、栄西禪師将来に由来する菩提樹を辱くも恵まれて浄土院という伝教大師の廟前に植えることができた記録である。かつて栄西禪師が修行された比叡山で禪師が宋より伝来された種の菩提樹が大師の廟所に植樹されたことである。

最後に『杉桧伐採件』資料を紹介する。これは明治十一年に延暦寺が京都府の榎村正直知事に嘆願した十五紙からなる書である。延暦寺諸堂が長年の湿気により傷みが進み、その営繕に木材を伐る許可を申請している。境内の西塔の北谷と北尾谷と南尾谷の三谷の三万坪に充分成長している杉桧を三百本営繕の用材としたい旨が記されている。伐採した跡地には苗木を植えて水源と土砂管理に努める計画であったことが分かる。本資料の第五丁をみると、この申請にあたって青蓮院住職と妙法院住職が副願として協力し名を連ねている。次の第六丁は「境内杉檜七百九十本之内／第一期百六十本杉檜」とあり、境内の杉桧七九〇本の計画で西塔だけでなく横川の戒心谷・般若谷・解脱谷・飯室谷の伐採が記録されている。これらの記録から相当数の営繕用の伐採がされていたことが理解される。

③『五谷分山伐木材』（生源寺蔵）

〔第一紙〕 北谷分／

一松 六尺より三尺迄 千本 但耆本二付永百六十文／此永百六拾貫文／一杉 九尺より六尺迄 三百本 但耆本二付耆貫四百文
／此永四百貳拾貫文／一同 六尺より三尺迄 五百本 但耆本二付永百六十文／此永八拾貫文／一同 三尺より耆尺迄 千五百本
但耆本二付永四十文／此永六拾貫文／一雜木 六尺より三尺迄 千本 但耆本二付永二十四文／此永貳拾四貫文／一地坪貳拾九
万五千九百七十坪／内／耆万千八十坪 山崩耆反二付永十文／新反則三町六反九畝十歩／此永三百六十九文三步 文確 〔第二紙〕
貳拾八万四千八百九十貳坪／ 新反別九十四町九反六畝三步／此永九十四貫九百六十一文／但耆反歩ニ／永百文北谷分／一八百三
拾五貫三百三十文三步三厘／又九貫文 全八万四千三百三十文三步三厘／東谷分／一松 六尺より三尺迄 百本 但耆本二付
永百四十文／此永拾四貫文／一松 六尺より三尺迄 五百二十七本 但耆本二付永百四十文／此永七十三貫七百八十文／一檜 尺
より三尺迄 十本 但耆本二付永二十文／此永二百文／一雜木 尺より三尺迄 百五十本 但耆本二付永二十四文／此永三貫六
百文／〔第三紙〕東尾谷分／一杉 六尺より三尺迄 千六百四十六本／但耆本二付／永百六十文／此永貳万六千三百六十文一同
九尺より六尺迄 三十四本 但耆本二付永耆貫四百文／此永四十七貫六百文／一檜 六尺より三尺迄 貳百九十一本 但耆本二付
永貳百文／此永四十四貫貳耆百文／一地坪 六万二千四百六十二坪／新反別貳千町八反二畝四歩／此永貳拾八百二十反七歩／但
耆反歩ニ付／永百文／

南尾谷

永三百七十貫九百八十七歩 〔第四紙〕一地坪 九百千反八十八坪／新反別三十貫三百九十六文／但耆反付／永百文／

東谷分／永百二十貫九百七十六文／

南谷分／一杉 三尺より耆尺迄 五百二十本 但耆本二付永四十文／此永貳拾貫百文／一雜木 三尺より耆尺迄 百十本 但耆本
二付永二十四文／此永二千六百四十文／一地坪 九百八千六百六十八坪／新反別三拾二町七反二畝八歩／此永三十貫七百二十文／
但耆・・・／永百文／

南谷文／永五十六貫百四十二文六歩 〔第五紙〕

北尾分／耆杉 六尺より三尺迄 三百九十本 但耆本二付永百六十文／此永六十二貫四百文／一同 三尺より耆尺迄 貳百四十本

但老本二付永四十文／此永九貫七百二十文／一地坪拾貳万五千五十五坪／新反別四十町三反三畝三步／此永四拾貫三百五十卷文七步／但老反歩二付／永百文

北尾分／一永百十二貫四百七十一文／院内山／一杉 六尺より三尺迄 六十本 但老本二付永百六十文／

此永九貫六百文／一同 九尺より六尺迄 二十本 但老本二付永老貫四百文此永貳拾八貫 〔第六紙〕一雜木 十五本 但老本二付永二十四文／此永三百六十文一地坪 老万八千九百二十坪／此反別六町三反二十步／此永六百三十六文／山欠山崩地／老反二付／永十文／一同 三千五十九坪 但老反歩二付／永百文／此反別老町老反二十九歩／此永老貫百八十文／
永三十九貫七百七十六文／五谷分／永千五百四十五貫八百七十七文／八分三厘

④『建仁寺より当院に菩提樹の来たりし証』(止観院藏)

〔第一紙〕建仁寺ヨリ当院へ菩提樹ヲ送リシ 〔第二紙〕

畢鉢羅樹一株／曾聞斯樹莖黃白枝葉青翠／冬夏不凋光鮮無變每至涅槃之日葉皆凋落頃剋復故在昔／貴山曩祖自宗國取將其来也／久耶今也得時辱惠其兒孫裁／之開祖之廟前共待慈尊之暁／者也／延曆寺／極樂浄土院侍眞／寛政六年甲寅十一月／建仁寺／興禪護國院／侍眞御房

〔第三紙〕菩提樹一株／右当山開祖自宋國所将来之／遺種也茲因懇求贈進如件／建仁寺／興禪護國院侍眞／寛政六年甲寅十月

⑤『杉桧伐採件』(延曆寺藏)

〔二丁表〕

京都府内 現境内／宇西塔 北谷南院三谷／杉檜伐採件／營繕掛 〔二丁裏〕 〔二丁表〕
諸堂營繕用材件歎願／滋賀懸下近江國滋賀郡阪本村／

天台宗 延曆寺／當寺諸堂義 桓武天皇勅願ニテ草創爾来／歷朝ノ天皇御崇敬被為在天正年間再興以來モ官ノ費ヲ以テ御修理被成下置候然處文化年中以後御修ノ理無御座数拾年ノ星霜ヲ重ネ深山幽溪ノ地雲霧常ニ／

覆七湿氣石ヲ穿ツ裡ニ御座候得者廈屋朽腐雨露ノヲ防等難捨置依之立木伐採仮修繕致シ来候處一般ノ

〔二丁裏〕

上知被仰出從來疲弊ノ一山如何トモ微カニ難及荏ノ萊歲月相遷堂舎敗頽ノ景況門山一同焦慮悲歎・ノ在候ルニ方今要務布教ノ道場且古跡保存ノ御趣意ノニ對シ深ク奉恐入候付昨年七月一山永続方法諸堂ノ營繕ノ義請末寺ニ及合義永続ノ方法粗相立候工共目ノ今ノ凌方山上ニテ○用材買入候義力○不及ヨリテ現境内内樹木ノノ内伐採奉懇願度候条御管下當寺現境内宇西塔北谷ノ北尾南尾三谷凡拾三萬餘ノ地坪ニ生長候樹木目通式ノ尺回リ以上凡三萬餘本ノ内杉檜損木心止リ等取雜用ノ〔三丁表〕材ニ相成候分三百本御検査ノ上營繕用材ニ御下渡ノ被成下度只管奉歎願候尤願之通御許可ノ上ハ跡地ヘノ苗木植付水源土砂ノ差問無之厚ク注意可仕候條特ノ別ノ御仁憐ヲ以テ右願之通御聽届被成下度此假偏ノニ奉歎願候也ノ右寺々中總代ノ行泉院住職ノ明治十一月三月 權中講義喜里山光灌ノ同 〔三丁裏〕 行光坊住職ノ權大講義清見叔榮ノ同 寺副幹事ノ溪廣院住職ノ訓導大谷光應ノ同 寺幹事ノ圓乘院住職ノ中講義三津玄深ノ〔四丁表〕京都府知事榎村正直殿ノ前書之通付奥印仕候也ノ右区长ノ松村正造ノ右戸長ノ宮下良造

〔五丁表〕副願ノ祖山延曆寺者ノ曆朝之寵遇ヲ蒙リ提護ニ安シ宏壯ヲ極メノ候末維新革正官營ヲ止ラレ候上ハ全伽ノ藍ヲ永遠ニ保続スルニ策無ク責テハ主堂要ノ問ヲ修理シ内國一個ノ寺觀ヲ殆ト頽廢スルニ興シ宗祖ノ正脈ヲ將ニ絶ントスルニ繼クノ衷情ノ

ヲ以客歳之ヲ宗徒ニ議シ候共素ヨリ薄乏ノノ檀末合シテ以尚綿力不得止境内樹木供用ノ〔五丁裏〕儀歎願仕候問實地御調査ノ上何卒朽株ノ生色ノ寵儀ヲ以出願ノ旨御聽許被下度以假ノ副ヲ御願申上候也ノ青蓮院住職ノ明治十一年三月二十二日 權少教正吉水覺

昌ノ妙法院住職ノ妙法院住職ノ少教正邨田寂順ノ京都府知事榎村正直殿〔六丁表〕境内杉檜七百九十本之内ノ第一期 百六十本杉檜伐採 番号木数記〔六丁裏〕明治十一年三月二十七日・第一期百六十本内 山上營繕伐木覺ノ

宇東塔北谷 杉八十本迄ノ内第一期ノ一尺廻リ 六尺 一同 五尺ノ一同 八尺 一同 六尺ノ一同 九尺 一同 五尺ノ一同 七尺五寸 一同 四尺ノ一同 四尺五寸 一同 五尺ノ一同 四尺五寸 一同 六尺ノ一同 五尺 一同 五尺五寸 〔六丁裏〕一同 四尺五寸 一同 六尺ノ一同 六尺 一同 四尺五寸ノ一同 五尺 一同 五尺五寸ノ一同 六尺 一同 五尺ノ一同 六尺 一同 六尺ノ一同 八尺ノ一同 八尺 一同 四尺五寸ノ一同 八尺 一同 七尺ノ一同 五尺 一同 五尺ノ一同 〔七丁表〕一同 五尺 一同 六尺ノ一同 五尺 一同 六尺五寸ノ一同 五尺五寸 一同 五尺五寸ノ一同 四尺 一同 五尺五寸

／以上 四十一本／字東塔南谷 一尺廻り 六尺 一同 四尺五寸／一同 四尺五寸 一同 四尺五寸／一同 五尺 一同 四尺
尺〔七丁裏〕一同 三尺 一同 五尺／一同 五尺 一同 八尺／同 八尺 以上十一本

字東塔東谷

一同 四尺 一同 五尺／一同 五尺 以上三本／

字西塔南谷

〔八丁表〕一同尺廻 五尺五寸 一同 四尺五寸／一同 五尺 一同 四尺五寸／一同 三尺五寸 一同 五尺五寸／
一同 五尺 一同 四尺五寸／一同 六尺 一同 六尺／一同 四尺 一同 五尺五寸／一同 六尺五寸 一同 四尺五寸／
一同 五尺 一同 四尺五寸／一同 五尺五寸 一同 五尺五寸／〔八丁裏〕一同 六尺 一同 四尺五寸／一同 六尺五寸 一
同 七尺／一同 四尺五寸 一同 五尺／一同 五尺 一同 四尺五寸／一同 四尺五寸 一同 五尺五寸／一同 四尺 一同
四尺五寸／一同 六尺 一同 四尺／一同 五尺五寸 一同 四尺五寸／一同 五尺 一同 四尺／〔九丁表〕一同 四尺 一同
五尺／一同 六尺 以上四十

字横河都卒谷

一尺廻り 四尺五寸 一同 四尺七寸／一同 四尺 一同 五尺／ 以上四本 一同 四尺八寸 一同 五尺／一同 五尺
五寸 一同 四尺／〔九丁裏〕一同 六尺 一同 四尺五寸／一同 六尺五寸 一同 七尺／一同 四尺五寸 一同 五尺
一同 五尺 一同 四尺五寸／一同 四尺五寸 一同 五尺五寸／一同 四尺 一同 四尺五寸／一同 六尺 一同 四尺／一
同 五尺五寸 一同 四尺五寸／一同 五尺 一同 四尺／

〔十丁表〕 字横川戒心谷

一尺廻り 同 六尺 一同 四尺八寸／一同 五尺五寸 一同 六尺／一同 四尺五寸 一同 五尺／一同 四尺八寸 一同 五
尺／一同 五尺五寸 一同 四尺／〔十丁裏〕一同 五尺 一同 四尺／一同 五尺 一同 四尺／
一同 五尺 一同 五尺／一同 五尺五寸 一同 四尺五寸／一同 五尺五寸 一同 四尺七寸／一同 五尺 一同 五尺／
一同 四尺五寸 一同 五尺／一同 九尺五寸 一同 九尺五寸／ 以上二十六本

〔十二丁表〕 字横川般若谷

一同 七尺 一同 五尺五寸／一同 五尺 一同 四尺五寸／一同 四尺五寸 一同 五尺五寸／一同 六尺 一同 四尺五寸／
一同 四尺五寸 一同 三尺八寸／一同 五尺 一同 五尺／一同 五尺 一同 四尺／一同 五尺 一同 四尺五寸／
〔十二丁裏〕一同 五尺五寸 一同 五尺／ 以上拾九本

字横川解脱谷

一尺廻り 同 六尺 字横川飯室谷一尺廻り 四尺八寸 一同 四尺五寸／一同 四尺 一同 四尺／
以上四本 総シテ百四拾五本 内東塔五十五本 西塔四十本 横川五十

四 むすび

比叡山では伝教大師の山修山学の理念が今日まで継承される。信長による元龜法難の後、その理念が近世どのように継承されたかの一端を植栽関連文書五点の新資料によって辿った。伽藍が灰燼と帰した後、年月を隔てず再興がなされていた。秀吉などの権力者の力や多数の信徒によって伽藍整備がなされ、年代を経ると共に堂塔維持のために三塔地区の樹木が用材として伐採され、伐採地に苗木を植え、あるいは伐採した木材が相当額の営繕費用に充てられたことが理解された。

静寂な環境で学び修行する精神は天台大師より受け継がれている。最澄を宗祖として比叡山の山林を大師の御衣と仰ぐ心が、建仁寺より延暦寺浄土院に贈呈された菩提樹に象徴されているように思われる。

① 武覚超 「伝教大師の山修山学と末法思想」(武覚超『比叡山仏教の研究』法蔵館、二〇〇八年、三十一〇頁)

② 武覚超 『比叡山諸堂史の研究』法蔵館、二〇〇八年。同『比叡山仏教の研究』法蔵館、二〇〇八年。

③ 『天台座主記』四六三―四六四・四六五。

④ 『天台座主記』四六九。

- ⑤ 武覚超『比叡山諸堂史の研究』一九〇〇―一九七頁。
- ⑥ 『大日本仏教全書』第二二〇・二五一頁。
- ⑦ 主伐とは、林業で伐期に達した樹木を伐ること。〔『広辞苑』第六版一三五〇頁。〕
- ⑧ 『日本歴史大辞典』第二卷・河出書房・一九八五年・一四―一五頁。
- ⑨ 武覚超『比叡山諸堂史の研究』巻頭の口絵「比叡山南溪藏／室町後期の絵図」「山門三塔坂本惣絵図・全三葉のうち、横川・坂本全図」「山門三塔坂本惣絵図・全三葉のうち、東塔・西塔全図」

拙論の執筆にあたり、貴重な資料閲覧と写真撮影ならびに本報告書への掲載許可を賜った叡山文庫・延暦寺御当局に心より感謝いたします。



比叡山緣起根本中堂

延曆寺戒壇再真緣起

山門無動寺堂社再真緣起

比叡山淨土院緣起

山門無動寺

比叡山前土到緣起

山門無動寺堂社再真緣起

延曆寺戒壇再真緣起

比叡山淨土院緣起

比叡山緣起

熟惟溫古知新先賢所尚絕真廢季世豐榮抑
吾山者三國一致之吳峯乎弘三祖一徹之添取以
分一山於三塔構九院之佛閣任三十之英尊瑩三
諦之視境勝區恭傳效大師感化神之吳告闢止
觀院到坎溪千仞得奇榭於護鬼下一刀斧
音響雲衢行三礼首光親照九重刻三佛安
三嶺崇藥師如采為中堂奉尊祭而不朝廷
曆預桓武賢勅蒙永法之宣旨唐朝貞元跨

德宗之化世攀四明之銀地謁國請遠之傾智者
水器傳佛余大戒會佛灑之滿師探范然之秘蹟
窮圖教玄奧加旃并既河開梨洒五智瓶水脩焚
之禪室稟達磨脉譜被明師支派挹日拭寂澄
獨步秀戈至于翼年着飯舟於長列表所傳典籍
以達上開披講席於花夷殊根本中堂者結六印七
重之叟畔五十六不極為鎮護國家道場法萃
金光仁王長講不斷春夏十二神將七十夜又供無
懈秋冬併祝 皇帝室祚守王城之鬼門介未

天安羅：步五月風不鳴稍地平利：步十日雨不
搖壞枝播扶桑安全之德誇海內無為之化漸積
星霜八百餘歲也雖然世既逼澆末感衰隨時變
去永祿十二仲秋不盾兵旗靈雲逆風扇麓山中
伽藍半月灰燼於歲錄金銀於坊跡為猶亦之
伏處植松柏林地成樵夫之通路遠閔昔悲之
近視族憐之多予偶逃戰場之犬災惡蹟頭空
之職位肆且恐 皇祈之急惕且慨學業廢
忘錄茲雖勵再建之山微志如汲浸汗蛤巨海為

覆土黃高山是以發開禁裡請 綸旨齋西國之
貴賤告東開之緇素求寸金集尺杖欲指造真
中堂批晝夜之燈先取與占力之善男不悞重
貨同志之信女真憚輕賊少雲遍大虛消流混
廣河巨益曷唐捐于若今者嗜武藝將家均長
良焚嗜之營營農業民屋飽阜陶伊尹之忠
將又現生仰安痲悉除盟誓保壽筭於百歲當
來預八大菩薩接引遂願望於西方仍勸誘旨
趣如件

天正十二年五月 日標題添印豪威敬白

延曆寺戒壇再興緣起

原旨弘佛教賢聖者授三序五戒以為軌範如來
遺教之指南治國土賢君者行三綱五常以為政
教孔丘遺文之庭訓是則雖內外異門真俗歸
一理故 抑當山戒壇院者嵯峨天皇御宇天
長年中開基不尊者法苑能說教主教如來
大業因頌之戒和上尤當末尊師跡勸慈尊教

比叡山淨土院緣起

夫以絕絕真瘞要道者一天靜寧之洪基焉飯仁
礼神之聖德者百姓快樂之大本矣抑當山極樂
淨土院傳教大師御廟堂於此如來安置之淨
場訓彼地景趣東西兩塔之處中乎南北高促
之巷境肆亦号甲道院於于此峯雖示帝自寂
滅之入之密胎生之託居之捨幼釋本地靈顯
說津之聽衆藥王菩薩再誕論應匪智者大

師後身乎係季女經之人師靈非如來所遣
聖使乎避伺開山之灵瑞神童化現而授八古之
印鑑黑天歎現而諾閑室之日食之及以凌千里
之波濤謁遠滿之西師惣乃法於一心了無途
於三觀然然而延曆弘仁之御宇為二代之國師
賢王法之政化攝花夷之效與焉同茲
桓武皇帝添宸翰詔鎮護國家道場獨在吾
山三高尾寺誦場南都北京之碩德上表歎曰猶
如披雲霧見三光焉侍閑神感揚焉而宇依

八幡膏醍醐之滋味捧紫色袈裟誦防明
神樂旅店之勸緣變驚駑於驢足如斯奇
異運之難記不可勝計既茲叡岳起立元祖護
仁不報師恩誠是罔宗故通採梁何曹弗仰高
德乎雖然永祿十二仲秋兵亂之災火起山中
劫燒之余燼嬰於御廟至于此時佛閣堂塔咸
陽一時煙神在僧坊僅殘楚臺數千礎哉尔以
來鑽仰道所雪徒積宇忘跡舊螢空飛歎
而有余誰不悲之哉粵子蟄居梶台溪之末流于

田舍之古閣凭之再真之志雖春於肝膽造營
之企難促於良材焚則觸諸郡勸發皈依本
高家巡遍縣誘引助力之緇索欲建立淨土
院俾勵學道之資產不可輕一絰一墨記聖教
興某布一由旬不可捨一穗一票行斗數淨土享
三千戶說經云天主帝叙嗣于佛閣造功之
福力受忉利天宮之快樂須達長者依祇園
精舍之經營視都率內院來報先縱如斯
舊輩何不然乎若尔善根信男与善之道俗

比叡山境界之謄文

山家寂要略記出

一當山内外境界事

官省府境界 亦名惣道大行境界

淨刹境界章 山家大師

東限江際 南限宜谷

西限下水飲 北限横川谷

右彼寺四至即兼遣九大神古麻呂別當

北谷分

一領寺分 千本 但毛中月 永石寺文

一領寺分 六本 永石寺文

一領寺分 三本 但毛中月 永石寺文

一領寺分 四本 永石寺文

一領寺分 五本 但毛中月 永石寺文

一領寺分 八本 永石寺文

一領寺分 十本 但毛中月 永石寺文

一領寺分 十六本 永石寺文

一領寺分 二十本 但毛中月 永石寺文

一領寺分 九本 但毛中月 永石寺文

一領寺分 十本 但毛中月 永石寺文

一領寺分 十二本 但毛中月 永石寺文

生類寺藏書
842

單針羅樹一株

曾聞新樹莖幹昔白枝葉青
冬夏不凋光鮮無憂每至涅槃
之日葉皆凋落願越後故在昔
皆山景祖自宋國而將其未也
久矣今也得時辱惠其兒孫我
之闡祖之廟前共侍慈尊之晚
者也

延曆寺

極樂淨土院侍真

寛政六年甲寅十一月

建仁寺

興禪護國院

侍直御房

善提樹一株

右當山開祖自宋國所將來之
遺種也茲因懇求贈進如件

建仁寺

興禪護國院侍真

寛政六年甲寅十月

東易



極樂淨土院

侍真律師御房

諸堂營繕

諸堂營繕

諸堂營繕

諸堂營繕用材件數願

滋賀縣下近江國滋賀郡阪本村

天台宗 延曆寺

當寺諸堂義 桓武天皇勅願ニテ草創シ來

歷朝ノ天皇御崇敬為在天正年間再興以來ニ官

費ヲ以テ御修理被成下置候然奈文化年中以後御修

理無御座敷拾年ノ星宿ノ重ニ深山也輕ノ地雲霧常

覆ニ濕氣石ノ穿ニ程ニ御座候得者度屋朽腐雨露

ノ防等難拾壹依之立木伐採候修繕致ニ來候處一校

上知被仰出從來疲弊ノ山如何ニ微力ニ難及在

年歲月相遷ニ合收候ノ景况關山一同無慮悲歎

枉候然ニ方今要務布敷道場ニ古跡保存ノ御趣意

ニ對ニ深ク奉懸入候為昨十年七月一山永續方法諸堂

營繕ノ義請末寺及合議永續ノ方法粗相立候ニ共日

今ノ法方山上ニ買入候義力ニ不及仍テ現境四樹木

ノ内伐採奉願度候條御管下當寺現境内守西塔北谷

北尾南尾三谷在拾三萬餘ノ地坪ニ生長候樹木目通武

尺四ノ以上凡三万餘本ノ内抜檜柏木悉止リ等收雜ノ用

村ニ相成候ノ三百本御檢查ノ上營繕用材ノ御下渡

被成下度只管奉取願候尤願之通御許可ノ上ノ跡地

苗木植付水源土砂ノ差同無之ニテ御座候ノ上ノ時

別ノ御仁恤ノ以テ右願之通御聽由被成下度此段備

奉熟願候也

右寺々中惣代

行泉院注進

明治土月三日

同

權中講義喜里光灌